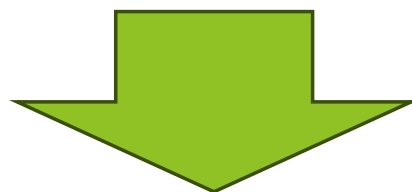


赤羽区として 法に基づいた法人格を取得へ

法律改正により
『**認可地縁団体**』認定で
法人格を取得出来るようになった

従来
法人格取得には『**不動産所有に限定**』



令和3年 法律改正後
『**地域的な共同活動を円滑に行う団体**』は
認可地縁団体（法人格）
として認められる

赤羽区は、人の集まりであるにも関わらず法人格を持っていません。それは『**権利能力なき社団**』と呼ばれています。権利能力とは、法律上の権利・義務の主体となる為の資格のことです。資格を持たない団体は、法の建前上は区名義の取引は一切できないということになります。権利能力を持たない赤羽区は、不動産の登記・重要な正式契約手続き／取引については、区名義では出来ません。よって、正式な契約は個人名か別法人に代行してもらうしかありません。そこで、国は令和3年地方自治法の改正を行い『権利能力なき社団』も法人格を持てるようになりました。

(法人格を取得しても税金関係は減免処置が認められています)

◆法人格を取得する目的

- ▶ ①将来的に区の運営で法的に問題が発生しない為
- ▶ ②様々の**契約主体を個人から法人へ**
- ▶ ③共有財産や保有財産の明確化
- ▶ ④地域的な共同活動を円滑に行う為
- ▶ ⑤対外的な信用の獲得
- ▶ ⑥コミュニティセンター助成事業活用時必要

◆必須条件

区規約を、地方自治法260条に即した変更を行い、**総会を開催**して町長への**申請議決**が必要

◆法人化後の**短期的**実施検討

- ▶ ①現行**個人契約**を**赤羽区名義**に**契約変更**
- ▶ ②辰野町及び朝日村名義の土地を赤羽区名義に変更
- ▶ ③継続した区行政活動の透明化（期初総会を実施）
- ▶ ④赤羽区名義での銀行口座開設
- ▶ ⑤対外的な信用の獲得

◆法人化後の**長期的**実施検討

- ▶ ①銀行口座振替サービス利用
- ▶ ②共有財産の明確化
- ▶ ③法人でないと実施ができない新規補助金事業

現在、赤羽区としての各種契約例

- ①金融機関の口座は法人契約ができないため、
口座振替サービスの利用ができない『区費・消防費等の口座自動引落』
- ②赤羽コミュニティセンターのひかり電話回線契約者は『**個人名**』
- ③軽トラの名義は赤羽区として登録できないため『**辰野町に代行登録**』
- ④赤羽コミュニティセンターの一部の土地は赤羽区で購入したが登記はできていない、この土地には都市計画街路の予定地でもあるので、区の権利を主張するため覚書を『辰野町』と交換し固定資産税相当分の『**使用料**』として毎年支払（32,585円）
- ⑤消防屯所用地は赤羽区で購入しているが名義は『**朝日村**』
- ⑥リース契約（コピー機）は『赤羽区』でできないため『**個人名**』で締結
- ⑦現在、事務用品や各種備品をネット購入するとき、クレジット電子取引が出来ない為、役員のクレジットカードを貸してもらっている（BLUECARD含）
以上一例

区民への説明経過

- R5年度 区役員にて検討段階（継続可能な安全安心な区へ）
- R6.05.12 理事会にて議論
- R6.06.09 顧問会&監査会での議論
- R6.09.09 顧問会&監査会での議論
- R6.10.06 理事会での議論
- R6.10.13 臨時評議員会にて議論
- R7.01.01 令和7年元旦赤羽区拝賀式の区長挨拶において経過報告
以下 各常会での説明会
- R7.02.09 第1常会新年会での説明会実施
- R7.03.09 第4常会総会での説明会実施
- R7.03.15 第2常会総会での説明会実施
- R7.03.23 第3/7常会総会での説明会実施
- R7.04.06 第8常会総会での説明会実施
- R7.04.20 第5常会班長会での説明会実施
- R7.04.27 第6常会班長会での説明会実施
- R7.05.25 第6/1常会総会での説明会実施
- R7.10.12 顧問会での議論

尚、平成4年度区民センター建設検討時にもこの検討はされていた

辰野町での認可地縁団体

- 新町区 H3.11
- 宮所区 H3.12
- 小横川区 H6.10
- 樋口耕地 H12.5
- 上平出自治会 H18.6
- 万五郎耕地 H26.9
- 羽場区 H30.1

認可申請の手続

- (1) 赤羽区内で法人化を進めることについて話し合い
 - ・ 区民への説明会等の開催
- (2) 町役場総務課へ事前相談
 - ・ 担当者から手続きの流れや必要書類等の説明を受ける
- (3) 申請に向けた準備
 - ① 総会開催準備
 - ・ 申請にあたって現行の区規約に従い総会で議決する必要がある
 - ・ 役員のみでの議決は認められない
 - ② 規約改正の検討（地方自治法260条に即した変更）
 - ・ 案の作成については町役場総務課と相談・協議
 - ③ 構成員名簿の作成
 - ・ 区内に住所を有する人の過半数以上が構成員となる事が必要
 - ④ **総会を開催して認可の申請に関する事項について議決する**

認可の要件は次の4つ

- (1) 区域の住民相互の連絡,環境の整備,集会施設の維持管理等の良好な地域社会の維持及び形式に資する『**地域的な共同活動**』を行う事を目的とし現にその活動を行っていることと認められること
- (2) 『**赤羽区**』の区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められている事、またこの区域において『**赤羽区**』が相当の期間存続している事
- (3) 『**赤羽区**』に住所を有する全ての個人は構成員となることができるものとし、その相当数（半数以上）が現に構成員となっている事
 - ・ 『**構成員**』となり得るのは『**赤羽区**』に住所を有する個人で『**世帯**』を単位とすることは出来ません、又、年齢や性別国籍等の加入資格を定めることは出来ません（赤ちゃんからお年寄りまで）
- (4) **次に掲げる8つの事項を全て含む規約を定める事**
 - ① 目的 ② 名称 ③ 区域 ④ 主たる事務所の所在地
 - ⑤ 構成員の資格に関する事項 ⑥ 代表者に関する事項
 - ⑦ 会議に関する事項 ⑧ 資産に関する事項

赤羽区臨時総会 次第

1. 開会のことば
2. 区長挨拶
3. 議長選任
4. 議事（認可地縁団体申請に必要な事項の議決）

第1号議案	規約制定（改正）について
第2号議案	認可申請をすることについて
第3号議案	構成員の確定。『構成員名簿』について
第4号議案	代表者の決定と申請者を代表者に選出について

5. 閉会のことば

※総会で過半数以上の申請賛成がないと申請できない